

事 務 連 絡
平成29年9月12日

介護予防通所介護相当サービス事業所管理者 各位

高松市健康福祉局
長寿福祉部介護保険課長

高松市介護予防・日常生活支援総合事業における平成30年度事業所評価加算の算定について（事務連絡）

平素は本市介護保険事業の円滑な運営に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高松市介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の介護予防通所介護相当サービスにおける平成30年度の事業所評価加算の算定について、以下のとおりお知らせします。

記

総合事業の介護予防通所介護相当サービスにおいて平成30年度の事業所評価加算の算定を希望する場合の手続きは以下のとおりです。

1 みなし指定事業所【A5】（平成27年3月31日の時点で介護予防通所介護の指定を受けていた事業所）

介護予防通所介護において「事業所評価加算〔申出〕の有無：あり」との内容で届出を行っている場合、総合事業の介護予防通所介護相当サービスにおける届出は必要ありません（介護予防通所介護の届出内容が引き継がれます）。

介護予防通所介護において「事業所評価加算〔申出〕の有無：なし」との内容で届出を行っている場合、平成29年10月13日（金）までに「あり」に変更する旨の「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制状況等一覧表」を提出してください。

【様式：高松市 HP <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/19434.html>】

2 みなし指定以外の事業所【A6】

平成29年10月13日（金）までに「事業所評価加算〔申出〕の有無：あり」とする

旨の「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制状況等一覧表」を提出してください。

【様式：高松市 HP <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/26589.html>】

※「事業所評価加算〔申出〕の有無：あり」との内容で届出を行っている事業所のうち、評価基準（要支援状態区分の維持者及び改善者の割合等）に適合する事業所のみが算定可能です。当該届出を行っている事業所に対しては、平成30年2月（予定）に平成30年度の算定に係る適合の可否を通知します。

関係通知 平成28年4月18日 厚生労働省老健局 老人保健課・振興課発「介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A」問2（介護保険最新情報 Vol.546）

お問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 健康福祉局 介護保険課 相談指導係

担 当 児島・小原・黒川

電 話 (087) 839-2326 F A X (087) 839-2337